

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第137号

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市客引き行為等の禁止等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

客引き行為等の禁止等に係る啓発活動，客引き行為等禁止区域における巡回，指導，勧告，命令，報告の徴収，立入調査並びに過料の処分及び徴収に係る事務その他の客引き行為等の禁止等に関する事務を行わせるため，客引き行為等対策指導員（以下「指導員」という。）を置く。

第3条第1項を次のように改める。

市長は，条例第10条第1項の規定による指導，同条第2項の規定による勧告，条例第11条の規定による命令並びに条例第21条第1号の規定による過料の処分及び徴収に係る事務を指導員に委任する。

第5条を削り，第6条を第5条とし，第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改め，同条を第9条とし，同条の次に次の1条を加える。

（条例第18条第1項に規定する別に定める期間）

第10条 条例第18条第1項に規定する別に定める期間は，5日とする。

第3号様式中「第10条関係」を「第9条関係」に，「第18条第1項」を「第17条第1項」に改める。

附 則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

（文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課）